

平成 28 年度 大山町国民健康保険事業計画

1 計画の目的

国民健康保険制度は、国民健康法に基づき国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きく貢献してきました。

しかし、国民健康保険の被保険者は退職者や無職者が多く、被用者保険などに比べて平均年齢が高く、平均所得は低いという制度上の構造的な問題を抱えていることに加え、急速な少子高齢化の伸展や経済状況の悪化、医療技術の高度化などにより、その財政運営は全国的に年々厳しさを増しています。

このような財政上の問題を抱える市町村国保に対して、平成 27 年 5 月 29 日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、医療保険制度の財政基盤の安定化等を図るための措置が講じられることになりました。平成 30 年度以降、新たに財政運営を担う都道府県が市町村と共同で国民健康保険を運営することなどを規定しており、財政支援の拡充とあわせて財政の仕組みを大きく変えることで抜本的な財政基盤強化が図られることとなります。

本計画は、このような背景を踏まえながら、本町国民健康保険事業の安定的な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るため、平成 28 年度における運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものです。

2 国民健康保険事業の現状と課題

本町国民健康保険では、被保険者数は減少しているものの、被保険者の高齢化や生活習慣病などの疾病が増加し、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

一方で、被保険者には高齢者や無職者を多く含むことから課税所得が少なく、医療費の伸びに見合う財源を確保できない状況となったことから、国保基金の繰入を行い、平成 24 年度から平成 26 年度には国民健康保険税の税率・税額の引上げを行いました。

平成 28 年度においては、国保基金の残高も少なくなり、財源不足を基金で補うことができない状況になることから、これまで以上に厳しい財政運営が予想されることです。

また、今後は、鳥取県国民健康保険運営方針案の協議状況や具体的施策の内容を踏まえながら、各事業を広域的・効率的な運営に向けた取組へ継続的に改善していく必要があります。

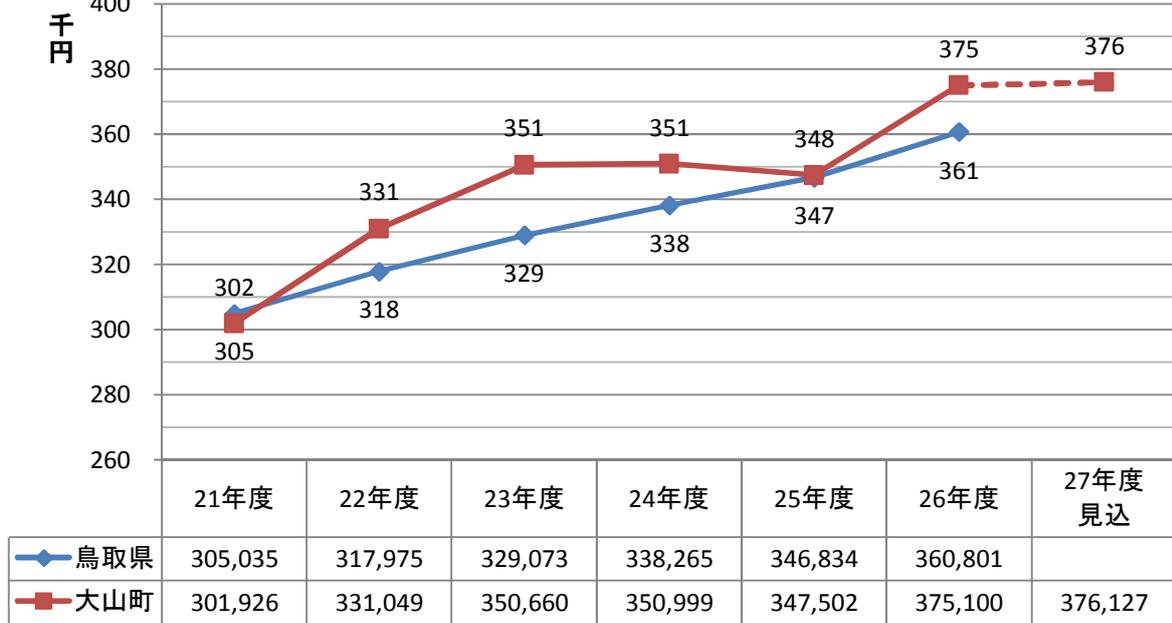
【表 1：国保加入世帯と被保険者数の推移（年間平均）】

年度	大山町	国民健康保険		大山町	国民健康保険			割合
	世帯数	世帯数	加入率	人口	被保険者数	加入率	うち退職被保険者数	
				人	人		人	
22年度	5,853	2,928	50.0%	18,244	5,599	30.7%	540	9.6%
23年度	5,846	2,908	49.7%	18,051	5,506	30.5%	656	11.9%
24年度	5,816	2,892	49.7%	17,800	5,418	30.4%	601	11.1%
25年度	5,759	2,871	49.9%	17,507	5,285	30.2%	509	9.6%
26年度	5,743	2,819	49.1%	17,249	5,144	29.8%	416	8.1%
27年度見込	5,730	2,754	48.1%	17,039	4,964	29.1%	332	6.7%

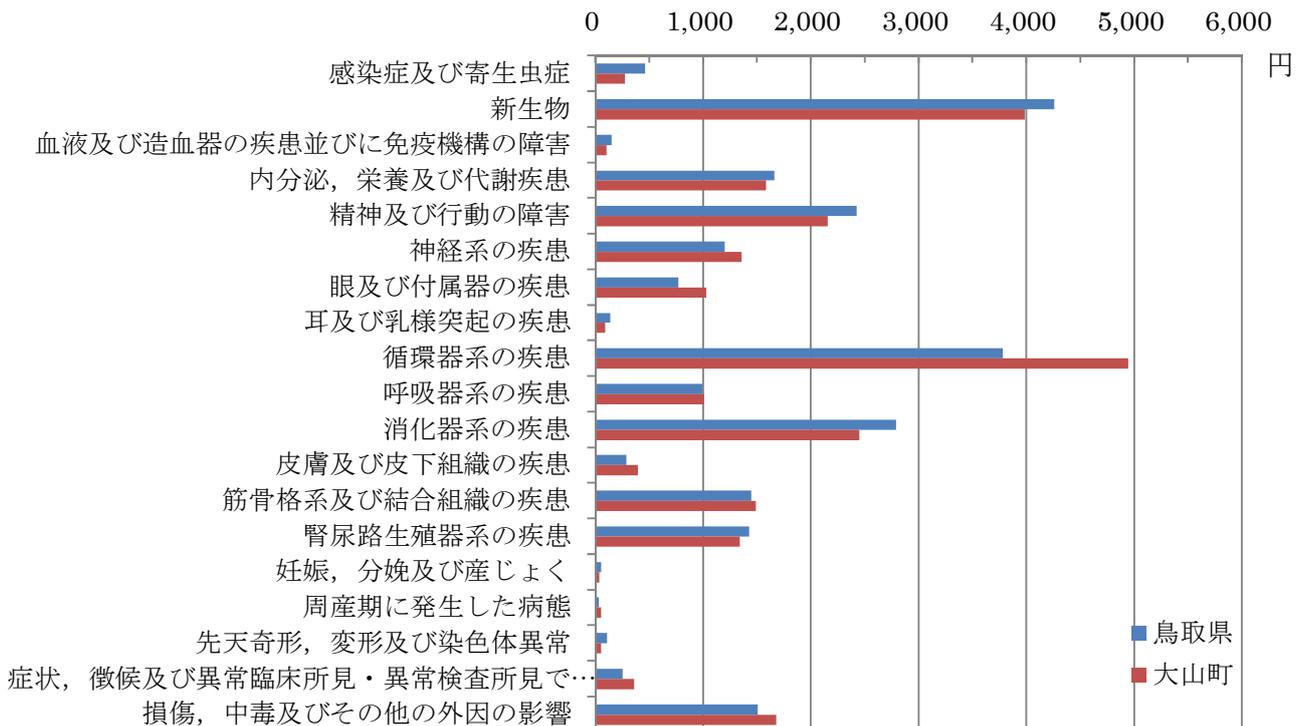
【表 2：年齢階層別被保険者数の推移（9月末現在）】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	人	人	人	人	人	人
0～39歳	1,382	1,310	1,231	1,176	1,120	1,049
40～59歳	1,271	1,199	1,141	1,088	1,015	949
60～74歳	2,969	2,992	3,022	3,014	3,012	2,957
合計	5,622	5,501	5,394	5,278	5,147	4,955

【グラフ 1：1人当たり診療費の推移】



【グラフ 2：平成 27 年度疾病別 1 人当たり診療費（平成 27 年 3 月～平成 28 年 1 月診療分）】



【表3：決算の状況と予算】

歳出

(円)

科目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	前年度比	
		決算	決算	決算	決算見込	当初予算		
総務費	総務管理費	33,113,089	32,835,972	33,227,448	32,652,000	32,849,000		
	徴税费	680,107	474,081	708,861	747,000	721,000		
	運営協議会費	106,000	174,314	117,300	137,000	184,000		
	趣旨普及費	269,010	123,270	18,144	101,000	100,000		
	計	34,168,206	33,607,637	34,071,753	33,637,000	33,854,000	0.65%	
保険給付費	一般被保険者分	療養給付費	1,239,642,941	1,203,439,240	1,305,342,577	1,280,272,000	1,223,282,000	
		療養費	4,794,239	4,116,666	3,803,837	4,108,000	4,113,000	
		高額療養費	180,474,402	171,444,439	206,512,218	196,205,000	180,505,000	
		高額介護合算	344,909	504,357	438,873	457,000	500,000	
		移送費	0	0	0	100,000	100,000	
		出産育児一時金	7,560,000	5,040,000	4,604,000	7,560,000	7,560,000	
		葬祭費	660,000	940,000	700,000	680,000	900,000	
		計	1,433,476,491	1,385,484,702	1,521,401,505	1,489,382,000	1,416,960,000	-4.86%
	退職被保険者分	療養給付費	136,381,680	117,821,198	102,970,445	95,948,000	74,789,000	
		療養費	1,324,309	290,189	921,432	192,000	413,000	
		高額療養費	22,492,085	15,228,633	15,466,732	15,631,000	10,398,000	
		高額介護合算	0	3,529	0	70,000	70,000	
		移送費	0	0	91,058	150,000	150,000	
		計	160,198,074	133,343,549	119,449,667	111,991,000	85,820,000	-23.37%
	審査支払手数料	4,665,843	4,548,708	3,903,269	3,842,000	3,852,000		
	計	1,598,340,408	1,523,376,959	1,644,754,441	1,605,215,000	1,506,632,000		
	後期高齢者支援金等	268,286,890	275,881,482	275,761,798	270,425,000	257,207,000	-4.89%	
	前期高齢者納付金等	276,603	275,806	214,065	183,000	128,000		
	老人保健拠出金	14,116	12,456	11,625	12,000	22,000		
	介護納付金	127,810,849	129,314,639	125,029,045	106,344,000	93,518,000	-12.06%	
共同事業拠出金	290,988,642	298,164,734	316,388,720	568,332,000	605,003,000	6.45%		
保健事業費	特定健診等事業費	3,490,935	3,569,529	4,700,772	6,504,000	7,428,000	14.21%	
	保健事業費	32,452,796	28,516,676	23,498,389	10,529,000	19,519,000	85.38%	
	計	35,943,731	32,086,205	28,199,161	17,033,000	26,947,000		
基金積立金	153,742	146,099	177,899	183,000	68,000			
諸支出金	保険税還付金	4,131,420	1,398,700	893,600	1,871,000	2,259,000		
	償還金	78,170,460	11,978,700	4,341,281	31,521,000	1,000		
	直診繰出	4,243,000	4,557,000	4,863,000	3,898,000	7,509,000		
	その他	153,700	33,800	0	3,000	88,000		
	計	86,698,580	17,968,200	10,097,881	37,293,000	9,857,000		
予備費	0	0	0	2,688,000	1,462,000			
歳出合計	2,442,681,767	2,310,834,217	2,434,706,388	2,641,345,000	2,534,698,000			

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	前年度比		
	決算	決算	決算	決算見込	当初予算			
国保税	一般被保険者分	349,727,607	394,044,623	415,247,057	388,865,000	380,058,000		
	退職被保険者分	51,170,031	48,194,387	43,436,910	32,858,000	29,144,000		
	現年計	400,897,638	442,239,010	458,683,967	421,723,000	409,202,000	-2.97%	
	一般被保険者分	19,267,155	19,815,659	17,109,166	18,458,000	15,122,000		
	退職被保険者分	1,305,252	1,592,715	1,194,691	1,509,000	1,004,000		
	滞繰計	20,572,407	21,408,374	18,303,857	19,967,000	16,126,000	-19.24%	
	計	421,470,045	463,647,384	476,987,824	441,690,000	425,328,000		
国庫支出金	療養給付費等負担金	361,866,145	315,936,478	390,608,345	344,951,000	322,376,000		
	高額医療費共同事業負担金	15,969,484	17,490,738	18,853,547	16,045,000	18,603,000		
	特定健康診査等負担金	1,978,000	1,949,000	2,001,000	1,871,000	1,910,000		
	普通調整交付金	157,927,000	112,855,000	123,511,000	143,485,000	121,475,000		
	特別調整交付金	7,574,000	15,438,000	18,815,000	14,676,000	7,899,000		
	その他	143,991	120,000	0	0	0		
	計	545,458,620	463,789,216	553,788,892	521,028,000	472,263,000	-9.36%	
前期高齢者交付金	586,334,841	640,384,239	651,941,392	577,873,000	670,081,000	15.96%		
療養給付費等交付金	273,915,799	220,177,996	161,958,377	84,445,000	87,423,000	3.53%		
県支出金	高額医療費共同事業負担金	15,969,484	17,490,738	18,853,547	16,045,000	18,603,000		
	特定健康診査等負担金	1,978,000	1,949,000	2,001,000	1,910,000	1,910,000		
	調整交付金	105,245,000	103,470,000	106,839,000	99,700,000	94,199,000		
	計	123,192,484	122,909,738	127,693,547	117,655,000	114,712,000	-2.50%	
共同事業交付金	308,994,856	235,678,081	327,852,312	532,358,000	581,587,000	9.25%		
繰入金	一般会計	保険基盤安定	67,383,937	67,274,226	84,994,133	116,148,000	116,148,000	
		職員給与と費	30,189,015	28,669,383	29,009,193	29,701,000	30,210,000	
		出産育児一時金	5,026,666	3,360,000	3,069,333	5,040,000	5,040,000	
		財政安定化支援事業	23,000,000	21,000,000	29,000,000	30,000,000	30,000,000	
		その他(赤字補てん)	0	0		20,000,000	0	
	他会計繰入金	0	0	0	0	0		
	基金等	66,000,000	20,000,000	0	100,000,000	0		
計	191,599,618	140,303,609	146,072,659	300,889,000	181,398,000			
前年度繰越金	42,481,604	53,509,889	32,135,065	62,332,000	1,000,000			
その他の収入	延滞金	575,900	460,500	758,260	400,000	598,000		
	第三者納付金	133,768	343,247	17,059,791	2,016,000	51,000		
	返納金	347,876	303,540	378,030	350,000	53,000		
	その他	1,686,245	1,461,843	413,015	309,000	204,000		
	計	2,743,789	2,569,130	18,609,096	3,075,000	906,000		
歳入合計	2,496,191,656	2,342,969,282	2,497,039,164	2,641,345,000	2,534,698,000			
単年度収支	△ 54,817,973	△ 41,228,725	30,375,610	△ 162,149,000	△ 932,000			
累積繰越額	53,509,889	32,135,065	62,332,776	0	0			
国保基金残高	127,010,316	107,156,415	107,334,314	7,517,314	7,585,314			

3 基本方針

国民健康保険事業の現状と課題を踏まえながら、取り組みの方向性や目標値を定め、効果的かつ効率的な事業の推進を図るものとします。

(1) 保健事業の推進

「大山町特定健康診査等実施計画（二期）」に基づき、特定健康診査と保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見と予防により医療費の削減を図ります。

また、食、運動、健（検）診を柱とした大山町民総健康づくり運動に取り組むとともに協会けんぽ、民間企業や食生活改善推進員協議会との連携を図りながら、健康意識と実践の高位平準化を目指した保健事業の推進に努めます。

(2) 医療費適正化事業の推進

医療費の適正化を図る上で基本となる、被保険者資格の適正化と診療報酬明細書（レセプト）点検調査に努めます。

また、国民健康保険制度や健康について被保険者の関心を高めるための啓発活動に努めます。

(3) 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

国民健康保険事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国民健康保険税を適切に賦課し、収納することが重要です。保険給付費に見合った財源を確保するため、収納率の向上に努めます。

4 具体的な取り組み

(1) 保健事業の推進

①特定健康診査・保健指導の取り組み

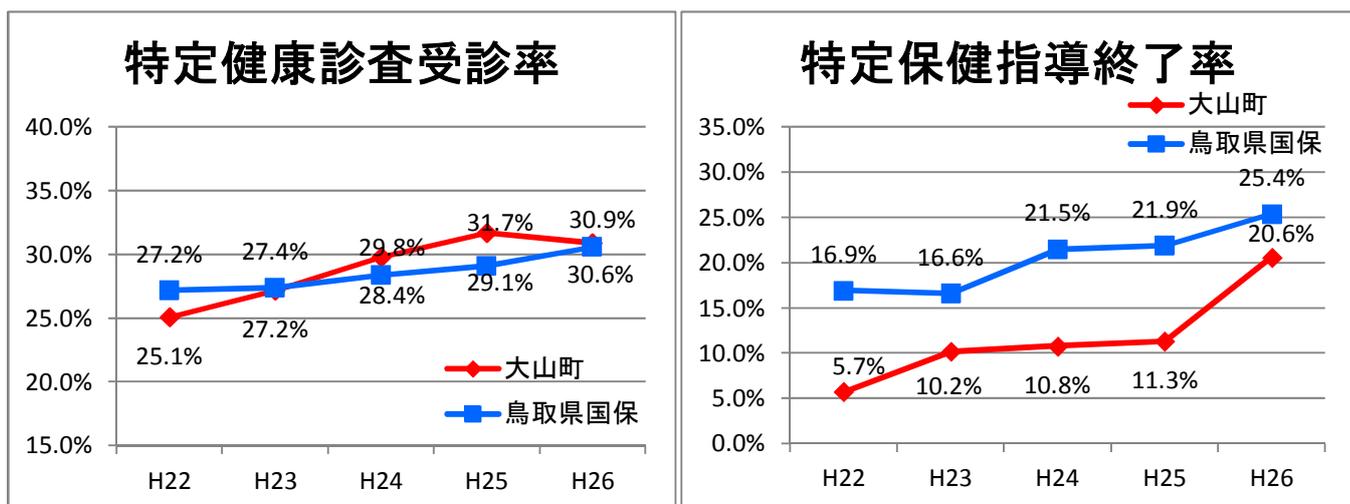
- 生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、被保険者の生活習慣を振り返り、生活習慣の改善に向けての動機づけとなるよう推進していきます。
- 住民と接するあらゆる機会をとらえて、町の健康課題と健康診査の必要性を説明し、健診受診の啓発に努めます。また、未受診者へ受診勧奨の通知、各集落の保健推進員の声かけ等の協力を得ながら、受診率向上を図ります。
- 生活習慣病を改善するために行動変容につながる保健指導（個別・集団）を行い、生活習慣病の有病者・予備群の減少を図ります。
- 新規の人工透析導入患者数の減少を目指し、特に慢性腎症の重症化を予防するために対象者宅の訪問など、対面による保健指導を強化します。
- 全国健康保険協会（協会けんぽ）と医療費・特定健診などの結果分析を行うことにより町の健康課題を明確にするとともに、健診受診者の増加などの具体的対策を連携して実施します。
- 鳥取大学・筑波大学や民間企業とともに、健康づくりに関する意識調査、健康教室及び運動を実践する機会の提供を図り、町民の健康意識の向上を目指します。

②人間ドック検診事業

- 被保険者の特定健診として実施してきた人間ドックについては、健診結果をその後の保健指導により反映させ、健康づくりに結び付けられるようにするため、これまでの実績を勘案しつつ、対象者や受診医療機関の設定など、より健診効果の高いものになるように実施

します。

【グラフ3：特定健康診査等の状況】



③健康教育事業

- 生活習慣に着目した健康管理の重要性等について、被保険者の知識の向上を図り、生活習慣病の予防を図るため、鳥取大学等と連携を図りながら健康教室を実施します。
- 福祉介護課の事業と連携しながら介護予防をし、健康増進を図ります。
- 小中学校の児童生徒を対象に健康教育講演会等を行い、疾病の予防や健康管理に関する知識の向上を図ります。

健康教室（生活習慣病予防）

健康づくり講演会（生活習慣病予防、精神保健関連）

各集落、企業での健康教育

児童生徒への健康教育（歯科指導、衛生教育）

健康教育講演会（小中学生・保護者）

④健康相談事業

- 地域の実情に応じた多様な健康教育を推進するとともに、被保険者の状況に応じた健康相談を実施します。
- 被保険者の健康増進を図るため、定期的に健康相談を実施し、生活習慣の改善に向けて必要な助言及び支援を行います。

ヘルスアップ健康相談（保健師・栄養士による生活習慣病、各種疾患等に関する相談）

心の健康相談（精神科医師・臨床心理士による心の悩み等に関する相談）

歯科相談（集団健診時に歯科衛生士による歯周病等に関する相談）

⑤その他

- 健康マイレージ支援事業

健康づくりへの実践を促すためにインセンティブのある健康マイレージ支援事業を行います。

- 健康優良世帯表彰

無受診世帯への表彰を行い、被保険者の健康の保持増進に対する意識の高揚を図ります。

(2) 医療費の適正化事業について

①資格管理の適正化の取り組み

- 平成26年度の被保険者取得における遡及適用は、全取得処理件数の約32%となっています。成人式等の機会を利用した広報などを行い、資格の適正化と遡及適用者の縮減に努めます。
- 年金資格情報に基づき、資格喪失届出勧奨通知を行い、早期の適用を図ります。

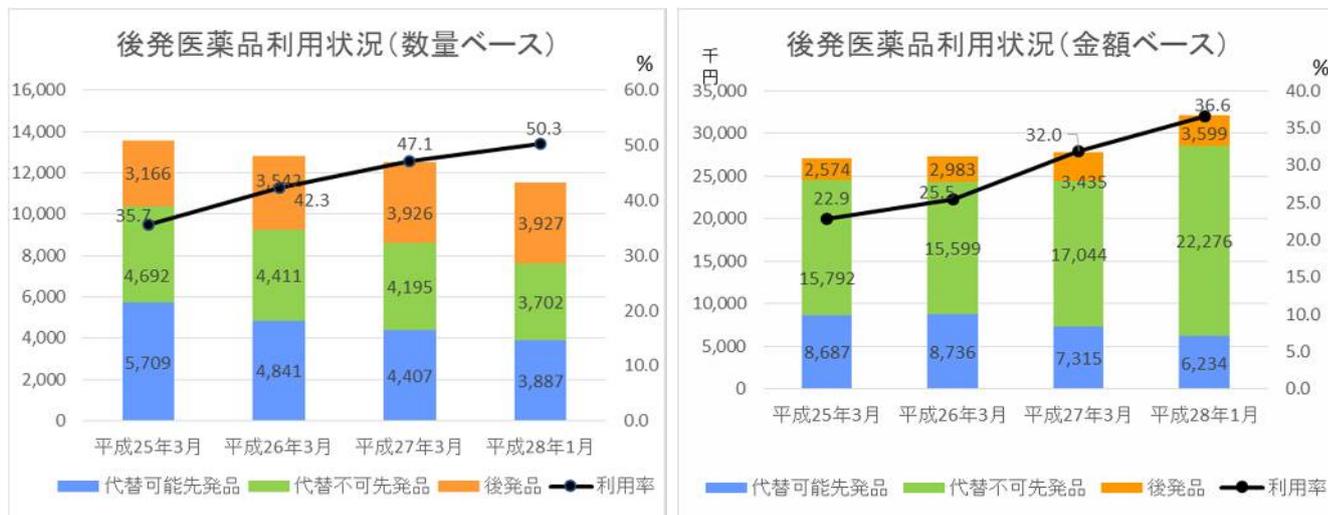
②レセプト点検調査の取り組み

- 請求内容の点検を行い、給付費の支払額の適正化に努めます。
- 被保険者資格の点検を行い、資格喪失後受診による返還金の徴収を早期に行います。また、被保険者間調整を積極的に行い、被保険者の負担軽減と速やかな債権回収に努めます。
- 交通事故等の第三者行為によるレセプトの抽出を行い、給付発生原因の調査を行います。また、損害保険関係団体と取り決めの締結を行い、世帯主等の被害届等の作成や届出に係る負担軽減を図るとともに、確実な届出の促進を行います。
- 重複・多受診者等を抽出し、訪問指導に繋がります。

③医療費適正化に係る啓発事業等の取り組み

- ジェネリック医薬品の啓発と医療費の削減を図るため、希望意思表示シールの配布と差額通知を行います。
- 「医療費のお知らせ」を発送し、健康や国民健康保険制度への関心を高めます。
- 給付事由が第三者行為によって生じたものである場合は、被害届の届出の義務があることについて、広報等による周知を行います。
- 柔道整復療養費にかかる患者調査を実施し、適正受診についての指導を行います。
- その他、国保連合会や県保険者協議会と共同で医療費適正化の啓発に取り組みます。

【グラフ4：後発医薬品利用状況】



(3) 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

①国民健康保険税の改定と適正な賦課

国民健康保険税については、増加する医療費に対応するため平成24年度から平成26年度までの3年間税率・税額の引上げを行いました。平成27年度は、据置とした結果、被保険者1人当たりの負担は年間で80,631円、40歳から64歳の被保険者については、109,657円となりました。今年度についても、歳出に合う財源が確保できる見通しとなったことから税率・税額を据え置くこととします。

【表4：税率・税額と1人当たりの調定額の推移】

		平成24年度 本算定時	平成25年度 本算定時	平成26年度 本算定時	平成27年度 本算定時
医療分	所得割	5.90 %	6.20 %	6.76 %	6.76 %
	資産割	26.60 %	28.00 %	28.00 %	28.00 %
	均等割	20,200 円	23,200 円	25,000 円	25,000 円
	平等割	17,500 円	19,800 円	20,800 円	20,800 円
	賦課限度額	510,000 円	510,000 円	510,000 円	520,000 円
一人当たり(一般+退職)		49,952 円	58,261 円	61,731 円	59,939 円
支援金分	所得割	2.22 %	2.22 %	2.36 %	2.36 %
	資産割	10.20 %	10.20 %	10.20 %	10.20 %
	均等割	7,300 円	7,300 円	8,600 円	8,600 円
	平等割	6,400 円	6,400 円	7,000 円	7,000 円
	賦課限度額	140,000 円	140,000 円	160,000 円	170,000 円
一人当たり(一般+退職)		18,188 円	19,488 円	21,223 円	20,692 円
介護分 40~64歳	所得割	2.54 %	2.54 %	2.80 %	2.80 %
	資産割	14.00 %	14.00 %	14.00 %	14.00 %
	均等割	9,600 円	9,600 円	11,600 円	11,600 円
	平等割	5,500 円	5,500 円	6,400 円	6,400 円
	賦課限度額	120,000 円	120,000 円	140,000 円	160,000 円
一人当たり(一般+退職)		23,689 円	25,112 円	28,977 円	29,026 円

②収納率向上の取組み

○目標値

収納率の向上、滞納額の縮減は国保事業の運営、税負担の公平性確保に極めて重要です。目標値は、現年度の収納率を94.6%、滞納繰越分を20.0%とします。

○取組の方向性

ア. 口座振替の加入促進

口座振替は納期内納付のための重要な要素となっています。広報誌やホームページ等を活用しながら口座振替制度の加入率の向上を図り、納期内納付へつなげていきます。

イ. 催告及び納税相談

納期内に納付されなかった者については、定期的に文書催告及び電話催告を行い、納付を促します。一括納付が困難な者については、分納等の納税相談を行います。

ウ. 徴収対策の強化

平成 26 年度から施行された行政サービス制限条例により、滞納者は行政サービスが制限される場合が生じます。これにより、大多数の納期内納税者との公平性を保ちつつ納税意識を高めめます。納税が困難な者については、法律に則り滞納処分の執行停止を進めていきます。悪質滞納者においては滞納処分を実施し、さらには捜索及びインターネット公売等、これまであまり実施されていなかった手法を活用して徴収率向上に努めます。

エ. 生活再建

関係機関と連携を図りながら消費者金融への返済が原因で税金を滞納している者を見つけだし、弁護士に相談ができるように誘導します。そして、過払金返還によって滞納者が生活を再建できるよう支援します。

【表 5：国民健康保険税収納状況】

現年度分

(円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
調定額	411,617,880	412,278,700	425,876,300	467,526,890	485,178,100
収納額	385,587,460	388,888,718	400,897,638	442,190,890	458,682,767
収納率	93.68%	94.33%	94.13%	94.58%	94.54%

滞納繰越分

(円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
調定額	137,082,092	132,972,171	131,106,672	127,256,243	107,881,540
収納額	25,235,374	21,212,098	20,572,407	21,408,374	18,303,857
収納率	18.41%	15.95%	15.69%	16.82%	16.97%